

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月3日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第13号

八幡浜市大門地区内において発生した接触事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月11日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方

八幡浜市

2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和6年10月8日午前10時20分ごろ、八幡浜市大門481番地3先路上（市道八幡浜高野地線上）において、愛宕中学校から大法寺方面へ向かって直進中の市所有車両が、当該車両を待つため停車していた相手方車両の右側後方部分に接触し、同車両に損害を与えた。

このため、相手方乗用車の修理損害額等の全額を市が相手方に支払う。

- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。
- (3) 損害賠償の額 227,200円